

第 29 号議案

国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 21 日

提出者 国 立 市 長 濱 崎 真 也

(説 明) 特定任期付職員の給料表及び期末手当の支給率の改定を行うと
ともに、特定任期付職員業績手当を廃止し、及び勤勉手当を支給
するため、条例の一部を改正するものである。

国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例案

第 1 条 国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
(平成24年12月国立市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	383,500円
2	432,200円
3	483,700円
4	551,500円

5	626,100円
---	----------

第5条中「第2条及び」、「ついては、」及び「特定任期付職員業績手当」と、」の次に「給与条例」を加え、「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の112.5」を「100分の117.5」に、「100分の167.5」を「100分の182.5」に改める。

第2条 国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、同条第6項中「、第3項」を「及び第3項」に改め、「及び第4項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第5項とする。

第5条中「第2条及び給与条例第15条第2項」を「第15条第2項及び給与条例第16条第2項」に改め、「給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当ならびに国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年12月国立市条例第35号）に定める特定任期付職員業績手当」と、」を削り、「100分の157.5」を「100分の62.5」に、「100分の182.5」を「100分の72.5」と、給与条例第16条第2項中「100分の117.5」とあるのは「100分の112.5」に改める。

第6条第1項中「、第14条及び第16条」を「及び第14条」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の第4条第1項の規定は令和6年4月1日から、第1条の規定（第5条中「第2条及び」、「ついては、」及び「特定任期付職員業績手当」と、」の次に「給与条例」を加える改正規定を除く。）による改正後の第5条の規定は令和6年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 この条例による改正前の国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて令和6年4月1日から第1条の規定の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、第1条の規定による改正後の国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定による給与の内払とみなす。